

岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱の改正について

1. 目的

令和4年11月30日に社会資本整備総合交付金交付要綱の改正があり、昨今の資材価格高騰の影響を受け、地権者の生活再建等に支障を及ぼすおそれのある市街地再開発事業を対象として「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」の制度が拡充されました。(地域活性化タイプの新設)

本市においても、資材価格高騰の影響により地権者の生活再建等に支障を及ぼすおそれのある市街地再開発事業があることから、拡充された制度によって地権者の生活再建等を支援すると共に事業効果を早期に発現させるため、岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱を令和5年2月1日に改正しました。

また、合わせて押印見直しに伴い補助金申請様式の変更を行いました。

2. 拡充された国の制度概要

社会資本整備総合交付金交付要綱

「防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）」

1) 対象

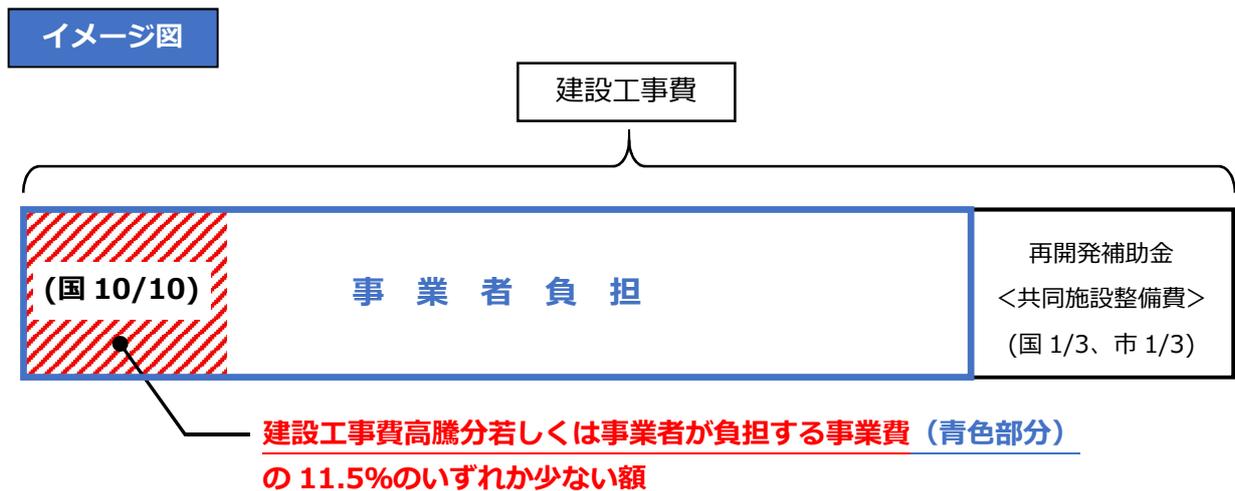
以下の要件を満たす市街地再開発事業

- 一 事業計画が令和4年11月8日までに認可されていること。
- 二 令和4年11月8日以降に建設工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画を含む）の変更を実施することが確実と見込まれること。

2) 補助額

次の一及び二のいずれか少ない額を限度とする。

- 一 建設工事費に対し、100分の11.5を乗じて得た額
- 二 令和4年11月8日以降に建設工事費高騰を踏まえて変更される事業計画に基づき、算定した建設工事費の増加額



3. 岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱改正の概要

- 1) 補助対象経費に建設工事費を追加。
- 2) 建設工事費の補助率は10/10とし、すべて国の負担。
- 3) 「防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）」に係る補助は、限度額から除く。
- 4) 押印廃止に伴う補助金申請様式の変更

<岡山市市街地再開発事業等補助金交付要綱 別表第2（抜粋）>

区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	限度額
市街地再開発事業	市街地再開発事業を施行する個人施行者，市街地再開発組合，再開発会社，独立行政法人都市再生機構，特定建築者又は再開発準備組織(市街地再開発事業の施行のための準備組織で，施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加しているものをいう。以下同じ。)	(1)調査設計計画に要する経費 (2)土地整備に要する経費 (3)共同施設整備に要する経費 (4)建設工事費 ただし，再開発準備組織は，(1)調査設計計画に要する経費のうち事業計画作成費に限る。	補助対象経費の3分の2を上限とし，市の負担分は補助対象経費の3分の1を上限とする。 ただし、(4)建設工事費については、補助対象経費の10分の10を上限とし、すべて国の負担とする。	事業費の30%以内 ただし、防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る補助額を除く。